

令和元年東日本台風被災者に対するリユース家具の提供を継続します

令和元年10月29日付けで発表した、令和元年東日本台風により家屋が被災した方にリユース家具（ ）を提供する件について、当初、提供期間を「令和元年11月1日（金）から令和2年3月31日（火）まで」としていましたが、当面の間、継続することといたしましたのでお知らせします。

家庭から排出された粗大ごみのうち再使用が可能な家具類を補修・清掃したもの

1 対象者

- (1) 令和元年東日本台風により居住する家屋が被災し、市より「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」が交付された市民
居住しない家屋は対象外です。
- (2) 令和元年東日本台風により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）に入居される市民

2 提供場所

橋本台リサイクルスクエア（緑区下九沢2084-3）

3 提供点数

- 1世帯につき3点まで（1世帯につき1回に限る）
「ダイニングテーブル1台と椅子4脚」や「学習机1台と椅子1脚」などの組み合わせで使用することを前提とするものは1点とみなします。

4 提供手続き

次の(1) (2)の手順により提供します。

- (1) 資源循環推進課に電話連絡
（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く午前8時30分～午後5時）
提供場所への来館日や希望する家具の種類等についてお伺いします。
- (2) 橋本台リサイクルスクエアに来館
（12月29日～1月3日を除く午前9時～午後4時）
 - ・「罹災証明書」、「罹災届出証明書」又は「賃貸型応急住宅入居承認通知書」の提示（提出不要）
 - ・申込書に氏名、罹災地住所、連絡先、希望家具などについて記入
 - ・提供家具を選定し、自己搬出

5 その他

リユース家具の在庫状況によっては休止する場合があります。

問合せ先
資源循環推進課（直通電話 042-769-8334）
対応責任者 課長 光岡 淳